

# 平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について【第1報】

2018年06月19日

プレミア少額短期保険株式会社

平成30年大阪府北部を震源とする地震による災害救助法の適用を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

## 災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきましては、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

- 弊社担当窓口：フリーコール：0120-983-333（受付時間：平日9:00～17:00）  
※ 携帯電話、IP電話からは申し訳ありませんが通常代表 03-5510-1101 へお願いいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
大阪府	大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四條畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもとちょう）	2018年6月18日

以上